

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
 ー使用過程車に係る事前提出書面審査の一部拡大ー

平成 31 年 2 月 28 日

<問い合わせ先>

(独) 自動車技術総合機構検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

標記について、平成 30 年 11 月 14 日から 12 月 15 日までの間、ご意見を募集したところ、2 通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

□ 寄せられたご意見の概要及び当機構の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車機構の考え方
<p>使用過程車に係る検査に先立って書類の提出との事ですが、現状と同じ自動車検査登録事務所単位での対応を希望いたします。</p> <p>改造・変更の範囲によっては管轄する運輸支局での対応が必要になると思いますが、現状と同様でお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本改正は、検査に先立って、受検予定の事務所等において申請者から必要な書面の提出を受け、事前に提出書面審査を実施するものです。</p> <p>よって、関係書面の提出先は現状と同様です。</p> <p>本改正に関し、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・1. 背景に関し書面の適切な運用を図り確実かつ効率的な審査とあるが、使用課程車に範囲を広げた場合、指定工場、認証工場、一般ユーザーにもその届出を義務付ける事になるがその負担は考慮しないのか。 ・2. ①の用途等（審査事務規程 1-3 に規定する自動車のカテゴリ区分）の変更を行うことにより当該自動車に適用される保安基準（技術基準等が定められている部分に限る。）の適合性について書面による審査が必要な場合の具体的事例はないのか。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本改正は、書面審査方法について適切な運用を図り、確実かつ効率的な審査が実施できるよう一部の提出書面審査を現車審査に先立って実施させて頂くものです。 ついては、一部の申請者様にはご負担をお掛けする場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。 ・カテゴリ区分の変更を行う使用過程車の製作年や用途等により適用される基準が様々です。 ついては、変更を予定される自動車の状況等について、当該自動車に適用される技術基準等の適合性への判断に迷うような事案があれば、最寄り又は検査実施予定の事務所等へご相談してください